

令和5年度 保護者向け

給食費等支援金のご案内

※給食費は園にお支払いください。



【問い合わせ先】

〒271-8588 松戸市根本387-5

松戸市 子ども部 幼児教育課

電話:047-701-5126

Mail: mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp

1 給食費等支援金とは(令和5年度新規)

幼稚園等に通う子どもの給食費等(給食や弁当に要する費用)相当分として、実際の給食費や給食回数に関係なく、第2子には月額2,500円、第3子以降には月額5,000円を一律に支給するものです。

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、松戸市が独自に実施する事業で、<u>申請により</u>、令和5年4月分から支給を開始します。

対象となる子どもの数え方に年齢制限はなく、保護者の所得制限もありません。<u>同一世帯の第2子以降の子ども全員が対象</u>になります。ただし、年少~年長クラスを対象としていますので、<u>満3歳児クラスの子は対象外</u>です。

【概要】

対象 子ども	年齢	年少・年中・年長クラス(満3歳児クラスを除く)			
	属性	松戸市の教育・保育給付認定1号の認定を受けている(各月初日基準)			
	要件	<u>年齢制限なく</u> 同一世帯の子どもを上から数えた第2子または第3子以降			
申請方法		電子申請、申請書			
申請時期		年1回(<u>9月15日申請締切</u> /10月以降入園者は入園後随時) ※期限に遅れた場合は支給できません。 ※世帯状況の変更に伴って届出が必要な場合があります。			
支給方法		申請保護者の口座に振り込み			
支給時期		年2回(前期分:11月下旬/後期分:翌5月下旬)			

[※] 保育園や認定こども園に通園している教育・保育給付認定2号の子は、園に支払う給食費が第2子半額、第3子 以降無償になります。詳しくは、保育課(047-366-7351)にお問い合わせください。



2 支給額

(1) 原則

第2子···**月額 2,500円**、 第3子以降···**月額 5,000円**

(2) 副食費徴収免除対象の子どもの場合 ※1

施設が定める週の給食回数に応じて、副食費免除相当分を控除した額を支給します。

週の給食回数	区分	支給額	〈参考〉 免除相当額 ※2
週1	第2子	月額 1,900円	600
旭工	第3子以降	月額 4,400円	600
週 2	第2子	月額 1,300円	1,200
週 2	第3子以降	月額 3,800円	1,200
週3	第2子	<u>月額 700円</u>	1,800
週3	第3子以降	月額 3,200円	1,800
週4	第2子	月額 100円	2,400
204	第3子以降	月額 2,600円	2,400
週5	第2子	なし	3,000
C <u>即</u> 、	第3子以降	月額 2,000円	3,000

^{※1} ①市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯である場合、②小学校3年生以下の子を上から数えて第3子以降の子どもの場合、施設が徴収する給食費のうち副食費分が免除されています。

副食費免除対象になっているかどうかは、本市から送付される「給食費免除決定通知書」にてご確認ください。不明な場合は、通園する施設または保育課入所入園担当室(047-366-7351)にお問い合わせください。

^{※2 1}食当たりの副食費相当額を150円、給食回数を週1回当たり月4回(年間平均)として、副食費免除相当額とみなしています。 実際の免除額とは異なります。

3 申請の手続きについて

【申請方法】

令和5年度分の申請として、「松戸市オンライン申請システム」または「給食費等支援金支給申請書」により申請してください。



※本人確認書類と通帳等の電子データが必要です。



※通帳等のコピーを添付 してください。

【申請期限】

令和5年9月15日(金)必着 ※厳守

- ※ 上記期限までに申請がない場合は、前期(4~9月)分は支給されませんので、十分にご注意ください。
- ※ 後期分からの支給対象者(令和5年9月2日以降に 松戸市の教育・保育給付認定1号を受ける方)は、 2週間以内を目安に随時申請。

【最終申請期限:令和6年3月15日(金)】



【よくある質問Q&A】

- Q1) 第2子·第3子以降ってどう数えるの?
- A1) 同一世帯で生計が同じ子どもを、最年長者から順番に数えます。数える子どもに年齢制限はありません。
- Q2) 給食費として支払った額以上にもらえるの?
- A2) 給食費等支援金は、給食費だけでなくお弁当にかかる費用負担の軽減も目的としています。 園での給食回数にかかわらず、また 園が定める給食費の額に関係なく、原則として一律支給になります。
- Q3) 月途中から松戸市の教育・保育給付認定1号を受けた場合は?
- A3) 初日を基準日とするため、例えば6月15日から松戸市の認定を受けた場合は、7月分から支給対象になります。
- Q4) 10月に入園(転入)したけど、いつまでに申請すればいい?
- A4)後期分からの支給対象者(9月2日以降に認定を受けた人)は、入園(転入)後2週間以内を目安に速やかに申請してください。 なお、最終申請期限までに申請がない場合は、支給されませんので、十分にご注意ください。
- Q5) 申請後に、世帯状況が変わった (再婚により子の人数が変わった、申請者が保護者ではなくなった)場合に、必要な手続きは?
- A5) 変更後2週間以内に、変更の届出をしてください。
- Q6) 振込先口座は指定できるの?
- A6) 申請者と同一名義の口座を指定してください。申請後に、名義変更した場合などは、必ず市にご連絡ください。

【問い合わせ先】

<給食費等支援金の申請・支給について>

担当課:幼児教育課

電 話:047-701-5126

メール: mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp

<副食費免除対象者の確認について>

担当課:保育課 入所入園担当室 電 話:047-366-7351

メール: mchoiku@city.matsudo.chiba.jp







